

平成16年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人 鹿児島大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第百号。以下「法律」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成16年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 平成16年度の経緯

平成16年度については、平成16年4月に環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品等の調達については別表「平成16年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」、公共工事については「平成16年度特定調達品目（公共工事）調達実績取りまとめ表」のとおりである。

目標達成状況等

調達方針においては、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%を調達目標としていたところであるが、ティッシュペーパー 外17品目については目標に達しなかった。

判断の基準を満足しない物品等

判断の基準を満足する物品等が調達できなかったのは、特殊業務など特定の機能を必要とした場合に機能・性能上の必要性から基準を満足しない製品を入手した場合であった。また、コピー機等OA機器の一部の継続使用機種（グリーン購入法施行以前の調達品）については、判断基準を満足しないものがあった。

判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

作業服については、調達方針において、再生PET樹脂の割合が基本方針の判断の基準より高い50%以上使用されている製品を選択することとしていたが、目標に沿った調達をすることができた。なお、制服は再生ポリエステル50%未満であったものの、再生ポリエステル以外の繊維については、すべて未利用綿（利用価値の低い裁断屑などを集めて製品化したもの）を使用した製品を調達した。

(2) その他の物品、役務の調達にあたっての環境配慮の実績

- ・環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達すること、また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努めた。

- ・物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身がグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入等に際しては、できるだけ簡易な包装とすること及び低公害車の利用に努めることを働きかけた。

(3)平成16年度調達実績に関する評価

平成16年度の調達においては、概ね調達方針に定めた目標を達成したが、一部の品目については目標達成ができなかった。平成17年度以降の調達においては、グリーン購入法の趣旨を各調達部署に引き続き徹底していくとともに、従来以上に判断の基準より高い水準を満足する物品等の調達に努めていくこととする。